

8月定期総会会議録

会議の開催日時 令和4年8月10日（水） 13時30分 ～ 14時30分

会議の開催場所 彦根市役所 5階 5-1会議室

会 議 の 内 容 議第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請
議第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
議第33号 彦根市農用地利用集積計画（案）

出席委員は下記のとおりである。

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1 大西 太郎(副会長) | 11 辻 宏 |
| 2 木村 数茂 | 12 片山 敏雄 |
| 3 成宮 一郎 | 13 北村 文尾 |
| 4 伴 孝子 | 14 近藤 章 |
| 5 北川 誠 | 15 森 安正 |
| 6 田中 金二(会長) | 16 北川 秀夫(Cブロック長) |
| 7 岸田 つるゑ | 17 茶木 洋子 |
| 8 松宮 秀治(副会長) | |
| 9 野田 一光(Aブロック長) | |
| 10 疋田 喜久夫 | 8 澤田 勘一(Bブロック長) |

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおりである。

4番 古川 與志継 6番 長崎 作藏 11番 疋田 吉隆

欠席委員は下記のとおりである。

18番 西川 末美

会議に出席した事務局員は下記のとおりである。

局 長 坂井 博之 次 長 大村 敏男

議案の説明のために出席した農林水産課の職員は下記のとおりである。

主 事 野崎 悠平

当日の記録係

次 長 大村 敏男

○ 議長（田中 金二）

定刻となりましたので、ただいまから 8 月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

（ 会長挨拶 ）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。西川 末美委員から欠席の報告がされております。

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の 4 番 古川 與志継委員、6 番 長崎 作藏委員、11 番 疋田 吉隆委員に出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。14 番 近藤 章委員、15 番 森 安正委員にお願いいたします。

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

（ 会長経過報告 ）

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を 8 月 4 日に実施しておりますので、立会報告をお願いいたします。

○ 茶木 洋子 委員

（ 現地調査立会報告 ）

○ 議長（田中 金二）

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

議第 31 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請

議第 32 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請

議第 33 号 彦根市農用地利用集積計画（案）でございます。

○ 議長（田中 金二）

それでは、議第 31 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請を議題として取り上げます。
事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（大村）

4 条許可申請の 1 番案件です。転用目的は住宅用地です。申請地については、申請人が平成 21 年に相続により取得されました。現在は県外にお住まいですが、近く彦根に戻ってこられることになり、自身が保有する畑に自分の住宅を建築したいと申請をされました。申請地は荒神山の南側、市道大藪金田線沿いの、清崎町字●●の集落内に位置します農振白地の農地です。隣地の北側が申請者の実家です。現況は屋敷畑となっており、実家にお住まいのお母様が管理されています。まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第 3 種農地であると判断できます。第 3 種農地は立地基準上は転用が可能です。こちらが現場写真です。畑というよりは庭のようになっています。こちらが土地利用計画図です。一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、土地全体を住宅用地として利用されます。周辺農地への被害防除措置等については、道路、宅地に挟まれており、隣接農地はありません。次に申請目的実現の確実性につきましては、資金計画としまして、住宅ローンの仮審査結果と工事全体の見積書を添付いただいておりますことから、費用全体を賄うだけの自己資金を手当てできることを証明していただいておりますことから、問題はありません。また、土地改良区の受益地には該当しません。以上のことから一般基準につきましても問題ないものと思われます。説明は以上でございます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について田中会長、長崎委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 田中 金二 会長

特に問題ありません。

○ 長崎 作藏 委員

問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、自作地の転用 1 件異議なしと認めますので、会長許可とします。

続きまして、議第 32 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請を議題として取り上げます。
事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（大村）

5 条許可申請の 1 番案件です。転用目的は資材置場および駐車場で、売買による所有権の移転を伴います。譲受人は建設業を営んでいらっしゃいます。現在、事業にかかるトラック・重機・従業員駐車場等を自宅敷地内で置いておられます。しかし自宅敷地では非常に手狭であることから、自宅近隣でそれらを置くことができる土地を求めておられたところ、売買の話がまとまったため申請となりました。申請地は、県道 2 号線日夏町中沢の交差点から一本南の交差点の角です。集落内に位置しており、農振白地の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第 3 種農地であると判断できます。第 3 種農地は立地基準上は転用が可能です。こちらが現場写真です。続きまして、こちらの土地利用計画図をご覧ください。一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、砂利敷きの資材置場および駐車場として利用されます。道路に沿って水路が走っているため、こちらに影響がないよう、L 字擁壁をいれて造成工事を行います。周辺農地への被害防除措置等につきましては、いずれも H25 に転用されているため、隣接農地はありません。次に申請目的実現の確実性につきましては、資金計画としまして、残高証明書と工事全体の見積書を添付いただいております、費用全体を賄うだけの自己資金があることを証明していただいておりますことから、問題はありません。また、土地改良区さんから転用して問題ない旨意見書を添付いただいております。これらのことから一般基準についても問題がないものと思われます。説明は以上です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について近藤委員、古川委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 近藤 章 委員

問題ありません。

○ 古川 與志継 委員

問題ないと思います。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件については会長許可とします。2 番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（大村）

5 条許可申請の 2 番案件です。転用目的は看板事業用地で、贈与による所有権の移転を伴います。譲渡人は申請地を相続により所有されたものの、遠方で管理が非常に困難であるとして、土地の譲り先を探しておられました。今回、周辺で看板事業用地を探していた譲受人が利用したいということになり、申請に至りました。申請地は荒神山の北、宇曾川にかかる磯田大橋の南側交差点の角にある、農振白地の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない、小集団の生産性の低い農地となりますので、農地区分としてはその他農地です。その他農地は第 2 種農地と同様に扱うこととなっております、周辺の他の土地で代わりがきかない場合に限って転用が可能です。こちらが現場写真です。これは先月末ぐらいの写真でして、現在は少し草刈りがされてきれいになっています。続きまして、こちらの土地利用計画図をご覧ください。一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、不法投棄されたゴミ等を撤去、整地した後に、図で示した箇所に宇曾川の河川区域から外れるよう看板を設置されます。周辺農地への被害防除措置等につきましては、隣接地はいずれも雑種地のため、問題ありません。申請目的実現の確実性につきましては、資金計画としまして、残高証明書と工事全体の見積書を添付いただいておりますこと、費用全体を賄うだけの自己資金があることを証明していただいておりますことから、問題はありません。土地改良区の受益地にも該当していません。以上から、一般基準について問題がないものと思われま。話が戻りますが、先ほど、代わりがきかない場合に限り転用が可能と申し上げました点について、周辺は青地の農地と宇曾川と山に囲まれています。また、看板を設置するという事業のため、通行する自動車からの視認性を考慮すると、交差点角の当該地以外の候補はなく、転用可能と考えられます。このため立地基準についても問題ありません。もうひとつ、今回は●●さんが土地の整地から看板の作成、設置までを全てを行うため、看板そのものの所有権も●●さんにあります。看板を設置する土地を貸すために申請地を取得するわけではないため、申請としても問題ありません。説明は以上です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について疋田 喜久夫委員、疋田 吉隆委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 疋田 喜久夫 委員

問題ないと思います。

○ 疋田 吉隆 委員

問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、所有権の移転および権利の設定を伴う転用 2 件異議なしと認めますので、会長許可とします。推進委員の皆さんは退席されて結構です。ご苦労さまでした。

－ 推進委員退室 －

－ 農林水産課職員入室 －

続きまして、議第 33 号 彦根市農用地利用集積計画（案）を議題として取り上げます。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（坂井 局長）

（ 彦根市農用地利用集積計画（案）を読み上げ ）

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

ただいまの彦根市農用地利用集積計画（案）は異議なく承認するということで、市長に報告いたしますので、ご了承願います。

農林水産課の職員さんは退席いただいて結構です。ご苦労さまでした。

－ 農林水産課職員退室 －

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（大村）

報告第 23 号 農地賃貸借の解約通知報告

報告第 24 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出報告

議案書の 5 ページ目、報告第 23 号 農地賃貸借の解約通知報告、今月は 1 件、面積は 2,988 m²です。

議案書の 6 ページ目、報告第 24 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出報告、今月は 10 件、面積は 60,358 m²です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。

続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（大村）

局専報告第 15 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出報告

議案書 11 ページ目 局専報告第 15 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出報告、今月は 2 件、面積は 823 m²です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。無いようですので、それでは、慎重に審議いただきありがとうございました。これをもちまして、8 月定期総会を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。